

仕 様 書

1 業務名

高槻公園他 危険木伐採作業

2 業務の目的

枯損やキノコ発生等による倒木の恐れなど管理上支障が生じている高木を伐採する。

3 履行期限

令和8年9月4日まで

4 履行場所

- ① 高槻公園（左京区一乗寺高槻町）
- ② 宮の前公園（左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町）
- ③ 上終公園（左京区北白川瀬ノ内町）
- ④ 鷺公園（左京区上高野石田町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

（1）危険木の伐採

ア 対象木

- ① サクラ（C=120 cm程度） 1 本
- ② ユリノキ（C=200 cm程度） 1 本
- ③ トウカエデ（株立ち C=75, 80, 90, 100cm 程度） 1 本
- ④ トウカエデ（C=110cm 程度） 1 本

イ 共通事項

地上から H=30 cm 程度で伐採し、残した根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を必ず実施すること。

（2）業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出

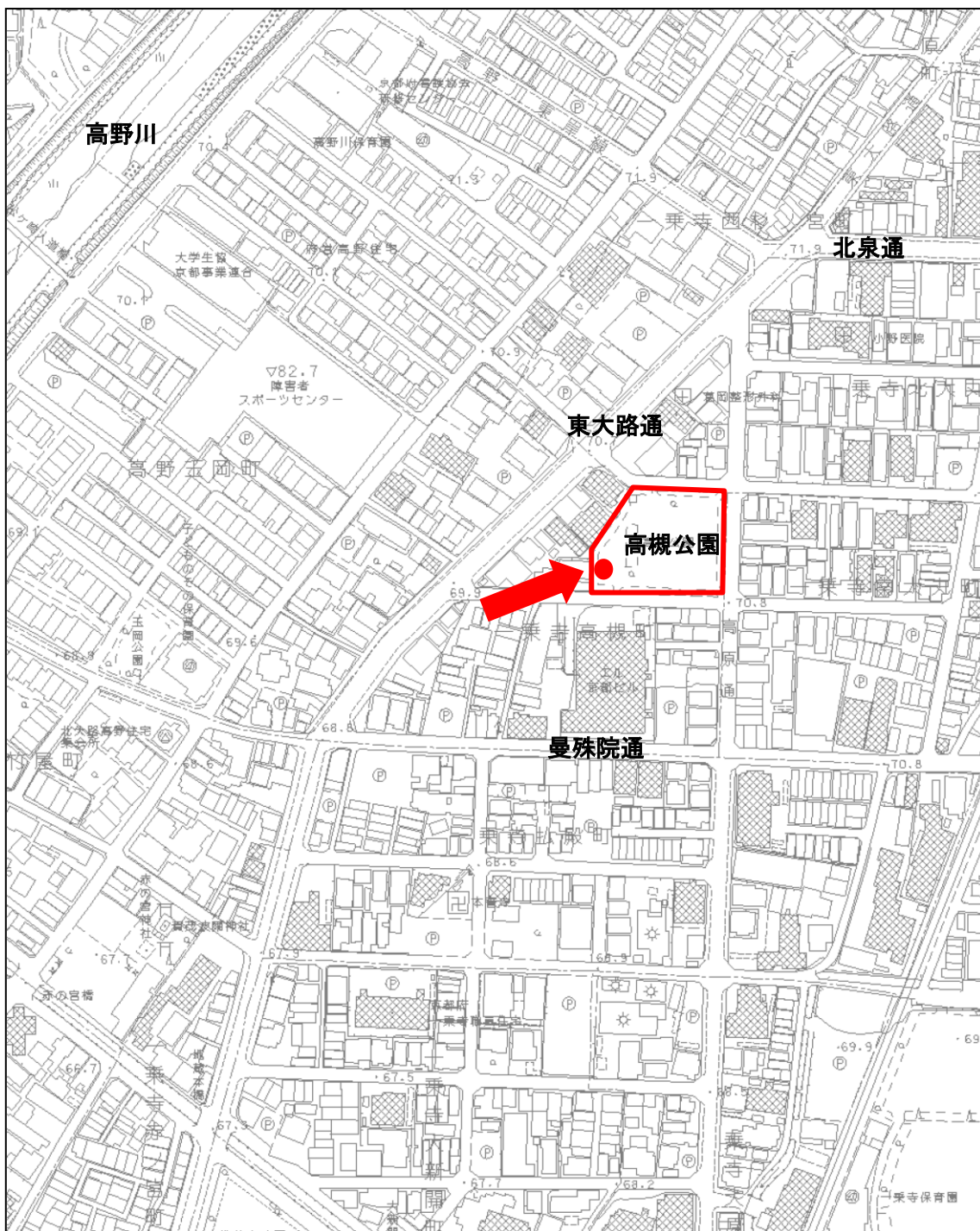
7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

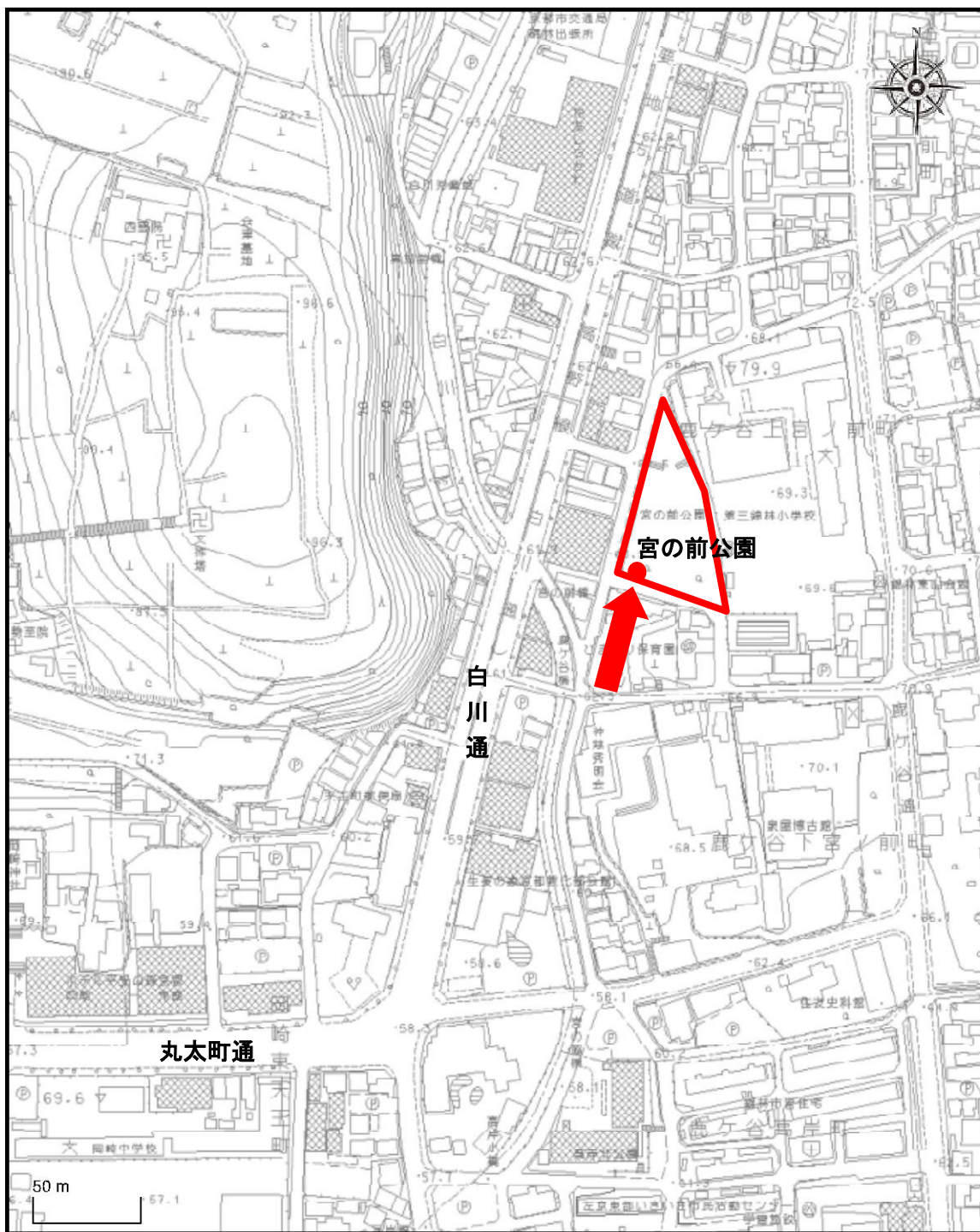
8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 伐採・除去した幹・枝葉等は適切に処分すること。
- (3) 公園使用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

① 高槻公園



② 宮の前公園



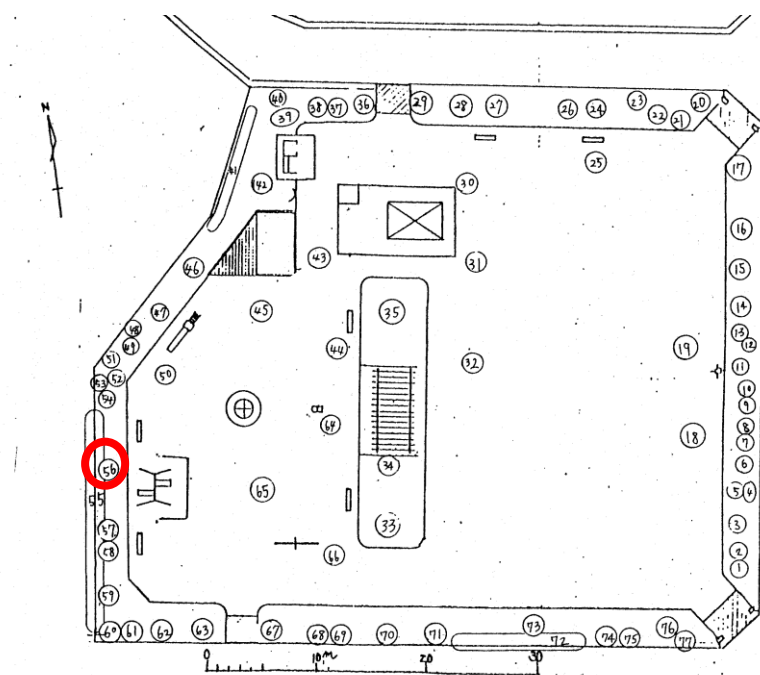
③ 上終公園



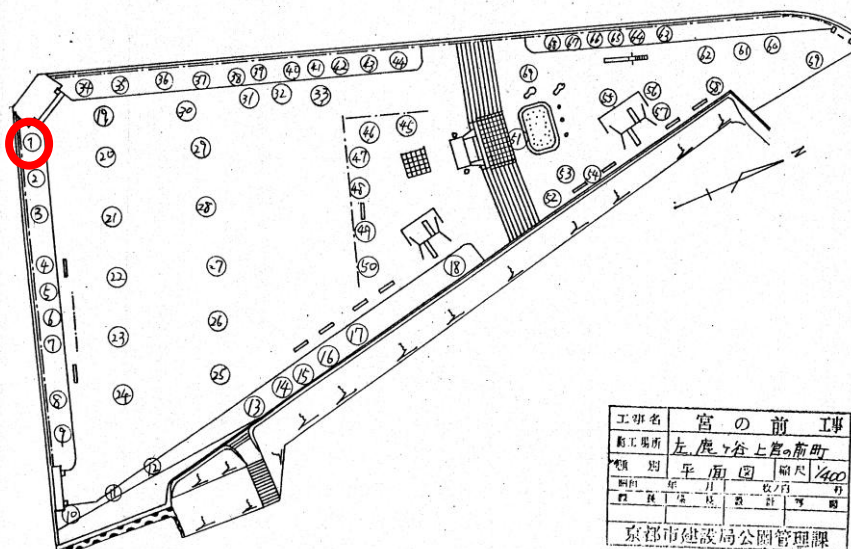
④ 鷺公園



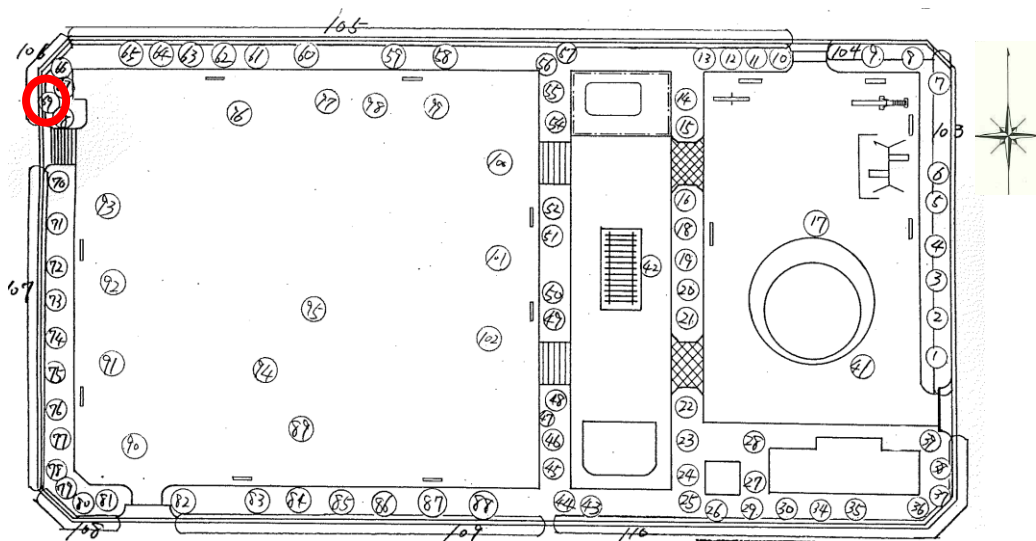
① 高槻公園



② 宮の前公園



③ 上終公園



④ 鷺公園

